

「医療費のお知らせ」(医療費通知)を配付します 医療費通知を健康管理のきっかけにしましょう！

組合員とその被扶養者の皆さんが医療機関等で受診した際の医療費をお知らせし、医療費や健康に対する認識を深めていただくことを目的に、今年度も「医療費のお知らせ」(医療費通知)を作成しました。各区局等の共済組合事務担当課から順次皆さんに配付されます。内容をご覧ください、これからも日頃の健康管理に十分留意されるようお願いいたします。

通知対象期間

令和4年1月から令和4年12月診療分まで

【「医療費のお知らせ」の見方】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
診療年月	受診者氏名	医療機関名	区分	日数	総医療費	組合負担	公費負担	窓口負担	高額療養費	附加金	合算対象
04.01	横浜 太郎	医療法人〇〇会 〇〇病院	入	4	315,390	220,773		94,617	14,033	55,500	
04.03	横浜 花子	〇〇薬局	調	1	3,570	2,499		1,071			
04.06	横浜 太郎	〇〇整形外科	入	2	803,460	562,422		241,038			○
04.06	横浜 花子	〇〇クリニック	外	3	173,030	121,121		51,909			○
	世帯合算					0		0	205,752	37,100	
04.06	横浜 花子	〇〇訪問看護ステーション	訪	4	19,210	13,450		5,760			
	横浜 太郎	合計			1,118,850	783,195		335,655	14,033	55,500	
	横浜 花子	合計			195,810	137,070		58,740			
	世帯合算分	合計							205,752	37,100	
		総計			1,314,660	920,265		394,395	219,785	92,600	

- ① 受診した年月が記載されています。明細行の並び順は、受診年月ごとになっています。
- ② 該当期間内に受診した方が記載されています。
- ③ 受診した病院、薬局等の名称が記載されています。
- ④ 外来(外)、入院(入)、調剤(調) (調剤薬局分)、歯科(歯)、柔整(柔) (柔道整復、はり灸・マッサージ分)、訪問(訪) (訪問看護分)の診療区分が記載されています。
- ⑤ その月にその医療機関で受診した日数です。
- ⑥ その月にその医療機関において、健康保険でかかった医療費の総額です。
- ⑦ 総医療費のうち、共済組合で負担した金額です。
- ⑧ 総医療費のうち、法律・条例に基づき、国・市区町村等から助成を受けられた金額です。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った金額です。
- ⑩ 高額療養費は、組合員又は被扶養者が医療機関等の窓口での一部負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合に共済組合から支払われる給付です。
- ⑪ 横浜市職員共済組合が、高額療養費に上乗せしている独自の給付(附加金)です。
- ⑫ 同月内で複数の医療費を合算して高額療養費等が計算されている場合、「○」が表示されます。

「医療費のお知らせ」に関する注意事項

- 「医療費のお知らせ」は請求書や還付通知ではありません。
- 令和5年6月20日時点で在籍している組合員の方に配付しています。
※通知対象期間（令和4年1月～令和4年12月）に組合員及び被扶養者が一度も医療機関を受診していない場合には、「医療費のお知らせ」は配付されません。
- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告の際に利用できます。ただし、一部の受診について通知に記載されないことや、医療機関等の名称が記載されないことがあります。その場合、「医療費のお知らせ」への補記や「医療費控除の明細書」の別途作成が必要となり、申告後も領収書を保管していただくことになります。
- 医療費控除の詳細につきましては、以下の国税庁のWEBサイトでご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問い合わせください。
- 自己負担額は、窓口負担（額）から高額療養費及び附加金を差し引いた額となります。
自己負担額 = 窓口負担（額） - （ 高額療養費 + 附加金 ）
※自己負担額が10万円を超える場合は、医療費控除を受けられる可能性があります。
- 実際に支払った金額は10円単位で端数処理を行っているため、窓口負担（額）に記載されている金額と異なる場合があります。また、公費助成があった場合や保険適用外費用（差額ベッド代、自由診療分等）が含まれている場合なども、実際に支払った金額と異なる場合があります。
- 次のいずれかに該当する場合は「医療費のお知らせ」には記載されません。
 - ・ 組合員証、被扶養者証を使用しないで受診した場合
 - ・ 共済組合が医療機関から受け取る医療費の診療報酬明細書（レセプト）のうち、電子化されていない紙媒体のレセプトに記載されている医療費
 - ・ 薬の容器代、入院の差額ベッド代などの保険適用外費用、入院時食事療養費の金額
- 対象の期間内に受診されていても、医療機関から共済組合へのレセプトの提出が遅れている等の理由により、お知らせに記載されていない場合があります。
- 診療区分に「柔（柔整等）」とある場合は、保険診療の整骨院・接骨院での施術及び鍼灸院ではり灸・マッサージを受けたことを表していますが、医療機関名の欄が整骨院・接骨院等の名前ではなく、柔道整復師等の氏名や、柔道整復師会等（請求書のとりまとめ団体）になっている場合があります。
- 内容に疑問点がありましたら、共済組合医療給付係（671-3402）までお問い合わせください。ただし、診療内容に関するご質問にはお答えできません。

医療費通知に関してよくある質問

Q 確定申告の時期に医療費通知の配付は行われませんか？

A 確定申告の時期に、医療費通知の配付は予定しておりません。令和5年分の医療費通知が必要な場合は、YCAN又は横浜市職員共済組合WEBサイト【申請書類一覧】「21 医療費通知発行依頼書」に必要事項をご記入の上、共済組合医療給付係へ庁内メール等でご提出ください。

※医療費通知を発行できる「診療期間」は、依頼月の4か月前の診療月までとなりますのでご注意ください。

Q 私の子どもは所得制限により小児医療費助成制度が非該当になっているが、「医療費のお知らせ」には、[窓口負担]ではなく[公費負担]の項目に金額が記載されている。

A 共済組合では、小児医療費助成制度の該当・非該当についての情報を保有していないため、別途届出をされていない場合は、年齢によりシステムで自動的に計算され、[公費負担]として記載されます。制度非該当となった場合は、「医療費助成制度該当（非該当）届出書」を共済組合医療給付係までご提出ください。

【参考】横浜市職員共済ガイド（令和5年度版） 20ページ

※「医療費のお知らせ」に記載されていない場合又は自己負担（額）が異なる診療分について確定申告を行う場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただくようお願いいたします。

Q 記載されている医療機関を受診した覚えがありません。間違いではないでしょうか？

A よくあるのが、ご本人には医療機関を受診したという自覚がありませんが、コンタクトレンズ作成のために眼科医の検眼を受けたケースです。医師への電話相談も「医師の診療行為」（電話再診）となり、有料になりますので、「医療費のお知らせ」に記載されます。

その他には、検査だけを他の医療機関で受けた場合や、医療機関の正式な名称（「医療費のお知らせ」に印字されている名称）と「通称名」とが異なっている場合などもあります。

なお、お心当たりのない場合は、お手数でも共済組合医療給付係へご連絡をお願いします。

職員健康ツール「**マイヘルスウェブ**」から
医療費通知の内容がチェックできます！



パソコンやスマホから医療費通知の内容を閲覧可能！
閲覧すると**Amazonギフト券**などに交換できる
ポイントを**20ポイント**（年度1回）もらえます。
是非、ご活用ください。

※閲覧には、別途「セキュリティコード」の申請が必要です。

<https://yokohama-kyosai.mhweb.jp/>

